公　告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和８年 11 月 11 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長　樗木　等

1. 入札に付する事項について
 ① 件　　名
 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館守衛業務委託
 ② 特 質 等
 別紙仕様書による
 ③ 履行期間
 令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日
 ④ 履行場所
 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地　地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

2. 入札に参加する者に必要な資格等について
 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」とする）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。
 ① 都道府県の「庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程」（平成２年佐賀県告示第４４４号）第１条第１項に規定する入札参加資格のうち警備業務に係る入札参加資格を入札日（令和８年 11 月 30 日（月））時点で有する者であり、警備形態において「常駐」に登録していること。
 ② 入札日から過去５年以内に、次のいずれかの施設警備業務（常駐警備）の契約及び履行実績を２件以上有すること。
 (ア) 200 床以上の地域医療支援病院又は特定機能病院
 (イ) 官公庁（国、自治体等の本庁舎）
 (ウ) 大学（国公立大学、私立大学等）
 (エ) 空港
 (オ) 大規模商業施設（店舗面積 10,000 平方メートル以上）
 ③ 防火管理者講習又は自衛消防業務講習の受講修了者の配置が可能であること。
 ④ 本委託業務の履行にあたり、受託職員の配置、勤務時間、勤務条件について速やかに業務の履行が可能であること。
 ⑤ 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第２条第５項に該当する者でないこと。

⑥　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑦　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者でないこと。

⑧　開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

⑨　都道府県発注の契約に係る入札参加資格停止措置若しくは指名停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

⑩　自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(イ)から(キ)に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3.　契約条項を示す場所（契約手続きを担当する部門）

〒840-8571　佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館　財務課契約係

電　　話：0952-28-1153

電子メール：keiyaku@koseikan.jp

4.　入札手続きに関する事項

入札手続きに関する事項については次のとおりとする。

①　契約条項及び関係書類の交付期間及び交付方法

令和 8 年 11 月 25 日（水）までの間、佐賀県医療センター好生館の公式サイト（https://www.koseikan.jp/information/bid/）の「調達情報」に掲載する。

②　入札参加資格の確認

(ア) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を、令和 8 年 11 月 25 日（水）午後 4 時までに、持参又は郵送により第 3 項にて示した部署に提出すること。

i.　入札参加申請書（様式 1）

ii.　警備委託業務実績書（様式 2）及び受託契約書の写し

iii.　防火管理者講習又は自衛消防業務講習受講修了者名簿（様式 3）及び受講修了証の写し（2 名以上）

(イ) 提出期限までに前記(ア)にて掲げた書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(ウ) 提出した入札参加申請書に関して説明を求められた場合は、入札参加希望者は、これに応じなければならない。また、必要に応じ、追加で書類、資料等の提出を求めることがある。

5. 入札及び開札について

① 入札・開札の日時及び場所

(ア) 日時

令和 8 年 11 月 30 日（月）午後 3 時 00 分

(イ) 場所

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館　病院棟 2 階　医局横応接・会議室 AB

(ウ) 入札書の提出方法

入札書（様式 5）は持参にて提出すること。

② 入札に関する事項

(ア) 入札は、入札参加者又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が行う場合は、入札前に委任状（様式 4）を提出しなければならない。

(イ) 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 110 分の 100 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）を記入すること。

(ウ) 入札金額の表示はアラビア数字を用い、頭書に「金」及び末尾に「円」を記入又は頭書に「￥」の記号及び末尾に「—」の記号を付記すること。

③ 開札に関する事項

入札を行った入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

④ 交渉権者及び交渉順位の決定方法等

(ア) 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内をもって入札を行った者を交渉権者とする。なお、1 回目の入札で予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内をもって入札を行った者がない場合は、再度の入札（第 1 回目を含む 5 回を限度として）をすることができる。

(イ) 交渉権者が複数ある場合は、入札金額の低い者から順に交渉順位を付する。ただし、最も価格の低い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより上位交渉権者を決定する。なお、この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない当館の職員にくじを引かせるものとする。

(ウ) 交渉権者の入札金額によっては、その者より本業務に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と本業務に係る契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、その者を交渉権者から除外することがある。

⑤ 価格評価方法及び支払方法に関する事項

本契約における価格の評価は、入札書に記載された価格を基礎とするが、入札参加者が選択する

支払方法により生じる経済的効果を反映し、実質的な負担額に基づき評価する。

(ア) コーポレートカードによる支払いを選択した場合の評価方法は、次のとおりとする。なお、還元相当率は、コーポレートカードのポイント還元率 1.0%に対し、1 ポイント当たりの価値を 0.5 円として金額換算した率「0.5%」とする。

i. 経済的効果の額

入札書記載価格 × 還元相当率（0.005）

ii. 評価に用いる価格（実質負担額）

実質負担額 ＝ 入札書記載価格等 － 経済的効果額

(イ) 支払方法の選択は任意とし、当該選択の可否を理由として入札参加資格、入札の可否その他契約手続きにおいて、不利益な取扱いを行うものではない。

⑥ 交渉の実施及び契約の相手方の決定

次の方法により、交渉権者との価格交渉を行い、契約者及び契約額を決定する。

(ア) 交渉権者及び交渉順位が決定したときは、直ちに最高順位の交渉権者から価格交渉を行う。

(イ) 交渉順位上位の交渉権者との価格交渉が妥結しない場合又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、次順位の交渉権者と価格交渉を行うことができる。

(ウ) 法人にとってより有利な価格による契約締結が期待できると認めるときは、既に価格交渉を行った交渉権者と再度価格交渉を行うことができる。

(エ) 価格交渉によりこれ以上有利な価格が提示される見込みがないと認めるときは、価格交渉を終了し、最も有利な価格を提示した交渉権者を契約の相手方として決定する。

⑦ 入札の無効

次のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

(ア) 入札参加資格の確認において虚偽の申告を行った者

(イ) 入札参加資格のない者

(ウ) 本入札について不正行為を行った者

(エ) 入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱又は判読不可能なものを提出した者

(オ) 入札書の文字及び記号について、消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

(カ) 入札金額の記載において、本項の②の(ウ)の要件を満たさない入札書を提出した者

(キ) 金額を訂正した入札書を提出した者

(ク) 誤字、脱字等により意思表示の内容が不明瞭である入札書を提出した者

(ケ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により無効であると認められる入札書を提出した者

(コ) 1 人で 2 以上の入札を行った者

(サ) 代理人でその資格のない者

(シ) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

⑧ 入札書の書換え等

入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑨ 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合の損害は、入札参加者の負担とする。

(ア) 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。

(イ) 入札参加者及びこれに関係する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。

6. 入札に関する質問回答について

① 質問の受付

(ア) 本入札についての質問は、質問書（様式 6）により受け付ける。

(イ) 質問の受付期間は公告日から令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 5 時 15 分までとする。

(ウ) 受付担当部署は第 3 項の部署とする。

(エ) 質問書を添付した電子メールを第 3 項に掲げるアドレスに送信すること。

② 質問の回答

質問に対する回答は、令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 5 時 15 分までに回答書を添付した電子メールを、入札参加者及び入札参加希望者すべてに送付する。

③ その他

本項の①の(イ)の質問受付期間以外に提出された質問及び質問書(様式 6)によらない質問は、一切受け付けない。

7. その他

① 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

② 契約書の作成の要否

要

③ 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 18 条第 1 項第 3 号の規定により免除する。

④ 個人情報の保護

佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）を遵守すること。

⑤ 提出された書類、資料等の取り扱い

提出された書類、資料等は返却しない。

なお、提出された書類、資料等は、本入札の目的以外の目的には使用しない。

⑥ 談合情報について

(ア) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(イ) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として、改めて公告をし、入札を行うものとする。